

アイルランドの年金制度に加入したことがある方へ

2010年12月1日に

『社会保障に関する日本国とアイルランドとの間の協定』が発効することにより、アイルランドの年金申請が日本でもできるようになります。

－アイルランド年金の申請・支払－

<p>国家年金（拠出型）受給開始年齢 66歳</p> <p>3ヶ月前から申請することができます。 （通算による場合は6ヶ月前から）</p>	<p>申請の受付</p> <p>協定発効後は、お近くの年金事務所にて申請していただけます。</p>	<p>年金の支払</p> <p>請求者が指定する銀行口座に4週間ごとに円で支払われます。</p>
---	---	--

－協定における年金給付の仕組み－

＜日本＞	＜アイルランド＞
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f08080; width: fit-content; margin: auto;">被用者年金制度 国民年金制度</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #90ee90; width: fit-content; margin: auto;">障害年金 遺族年金（寡婦（夫）年金、死別手当、保護者手当） 国家年金（移行、拠出型）</div>
<p style="text-align: center;">⇔</p> <p style="text-align: center;">相手国の加入期間を自国の加入期間とみなして受給資格をみます</p>	

◆アイルランド加入期間を日本加入期間へ算入
重複しない限りにおいて、アイルランドの年金加入期間4.33週を日本の年金加入期間1ヶ月とし、端数を切り上げて通算します。月数の合計は、1年について12を超えないものとされます。

◆日本加入期間をアイルランド加入期間へ通算
アイルランド制度に加入して52週間保険料を納付しているが、それだけでは受給資格を満たさない場合に、重複しない限りにおいて日本の保険期間をアイルランドの保険期間とみなすことができます。日本の保険期間1月は、アイルランド保険期間4.33週として端数は切り上げます。

◆老齢年金の受給権発生のための最低年金保険期間
日本は原則25年で、アイルランドは原則5年（2012年から10年に変更されます）が必要です。

詳しくは、日本年金機構のホームページまたは日本年金機構本部でご確認ください。
ホームページから申請用紙を入手することができます。

<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>

社会保障協定 日本年金機構

検索

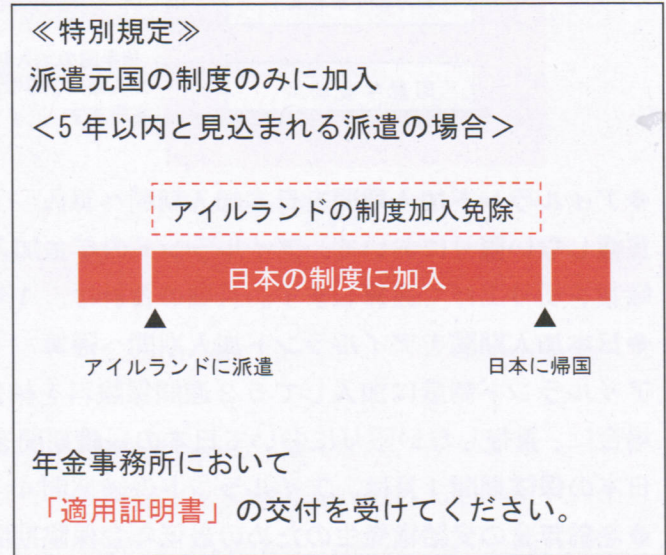
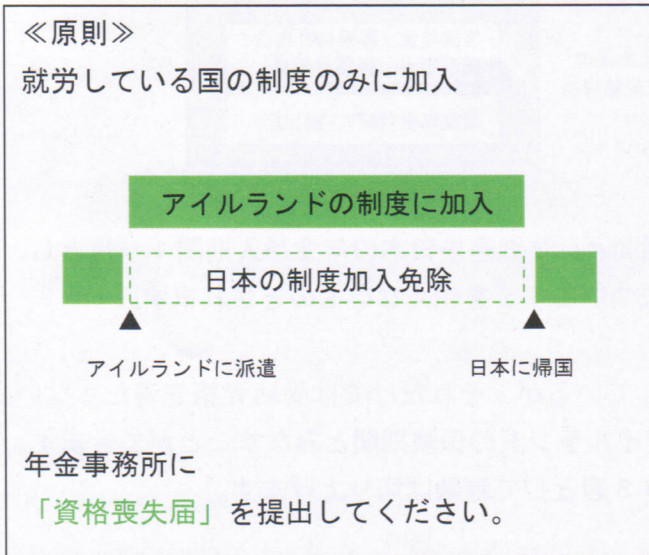
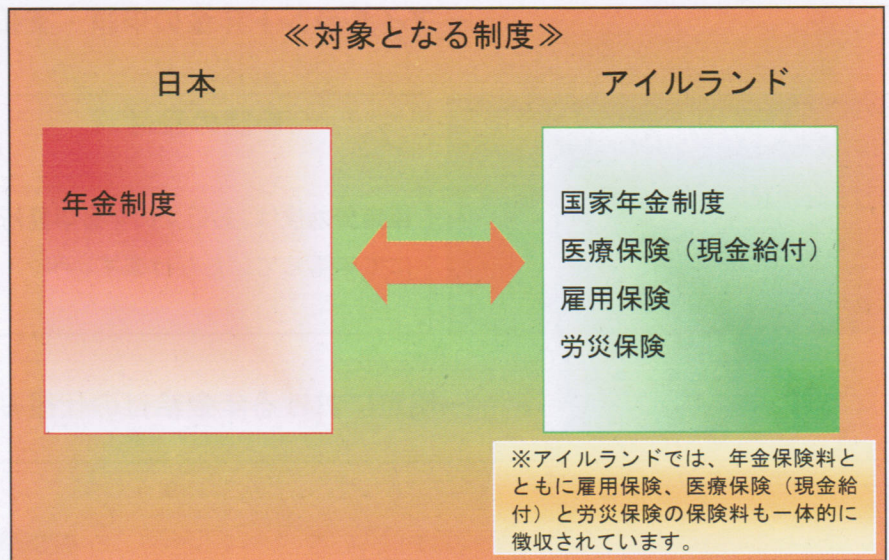
■ ■ アイルランドへ進出している事業主の皆様へ



2010年12月1日から、

『社会保障に関する日本国とアイルランドとの間の協定』が発効し、日本とアイルランドの社会保障制度の二重加入が解消されます。

日本とアイルランドの年金制度のうち、いずれかに加入することになります。



◆日本からアイルランドに一時派遣され、アイルランドの年金制度が免除される方は、アイルランドにおいて年金制度と一体で運用されている労災保険についても適用されないため両国の労災保険が適用されなくなりますが、日本の労災保険の海外派遣者向け特別加入制度や民間の労働災害に対する保険に加入することで備えになります。

詳しくは、日本年金機構のホームページまたは日本年金機構本部でご確認ください。
ホームページから申請用紙を入手することができます。

<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>

社会保障協定 日本年金機構

検索